

【製品情報お問い合わせ先】
株式会社 科学飼料研究所 動薬部
〒370-1202 群馬県高崎市宮原町 3-3 TEL：027-347-3223

獣医師 薬剤師等の医薬関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発症に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要があると認めるときは、上記「製品情報お問い合わせ先」に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所 (<http://www.maaff.go.jp/ival/iyakutou/fukusayojosousai/index.html>) にも報告をお願いします。

(1) 副作用が認められた場合には、速やかに獣医師の診察を受けること。
【豚及び鶏に関する注意】

- (1) 副作用が認められた場合には、速やかに獣医師の診察を受けること。
- (2) 万一眼に入った場合には、直ちに水でよく洗うこと。万一刺激が持続するようであれば、医師に相談すること。

【使用者に対する注意】

- 2 使用に際して気を付けること

【使用者に対する注意】

(1) 本成分には、起炎性があるとの文献報告があることから、作業時には、防護メガネ、マスク、手袋等の防護具を着用し、眼、鼻、口等に入らないよう、また、皮膚に付着しないように注意すること。

【取扱い及び廃棄のための注意】

- (1) 開封後、使用残が生じた場合は袋の口を折り曲げて保管し、できるだけ早く使い切る。

- (2) 期限を過ぎたものは使用しないこと。

- (3) 小児の手の届かないところに保管すること。

- (4) 食品と区別して保管すること。

- (5) 本剤の保管は直射日光、高温及び多湿を避けること。

- (6) 誤用を避け、品質を保持するため、他の容器に入れかえないこと。

- (7) 使用済みの容器は地方公共団体条例等に従い処分すること。

- (8) 本剤を廃棄する際は、環境や水系を汚染しないように注意し、地方公共団体条例等に従い処分すること。

- (4) 本剤の使用に当たっては、治療上必要な最小限の期間の投与に止めることとし、過剰にわたる連続投与は行わないこと。
- (5) 本剤は、「使用基準」の定めるところにより使用すること。

注意： 本剤は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条の4の規定に基づき上記の用法及び用量を含めて使用者が遵守すべき基準が定められた動物用医薬品ですので、使用対象動物（豚（生後1月を超えるものを除く。）、鶏（産卵鶏を除く。））について上記の用法及び用量並びに次の使用禁止期間を遵守してください。
豚（生後1月を超えるものを除く。）：食用に供するために殺する前3日間
鶏（産卵鶏を除く。）：食用に供するために殺する前3日間

(基本的事項)

使用上の注意

- 1 守らなければならないこと

【一般的注意】

- (1) 本剤は要指示医薬品であるので、獣医師等の処方箋・指示により使用すること。
- (2) 本剤は効能・効果において定められた適応症の治療にのみ使用すること。
- (3) 本剤は定められた用法・用量を厳守すること。なお、用法・用量に定められた期間以内の投与であっても、それを反復する投与は避けること。
- (4) 本剤の使用に当たっては、治療上必要な最小限の期間の投与に止めることとし、過剰にわたる連続投与は行わないこと。
- (5) 本剤は、「使用基準」の定めるところにより使用すること。



貯法	至温保存・気密容器
2019年5月改訂	マクロライド系抗生物質
動物用医薬品	要指示医薬品 指定 使用基準
承認指令書番号	21動薬第590号
販売開始	2010年11月

タイラン[®]経口用「科飼研」 100g（力価）

本質の説明又は製造方法

本剤の有効成分であるタイロシン酒石酸塩は、米国イーライリリー社によって発見されたマクロライド系の抗生物質で、マイコプラズマ、グラム陽性菌等に抗菌力を示します。

1 包中	タイロシン酒石酸塩を100g（力価）含有する。
有効菌種	マイコプラズマ 本剤感性の次の菌種：ブドウ球菌、レンサ球菌
適応症	豚：流行性肺炎 鶏：呼吸器性マイコプラズマ病

用法及び用量

飲水1L当たりタイロシンとして下記の量を均一に溶かして経口投与する。
豚（1ヵ月齢を超える豚を除く。）：250mg（力価）
鶏（産卵鶏を除く。）：500mg（力価）、1～5日

製造番号

使用の期限

製造販売元



株式会社 科学飼料研究所

東京都中央区八丁堀三丁目3番5号

<http://www.kashiken.co.jp/>